

若越郷土研究

51 の 1

「五ヶ条の御誓文」の歴史的 성격

—「画餅の弊」からの脱却難—

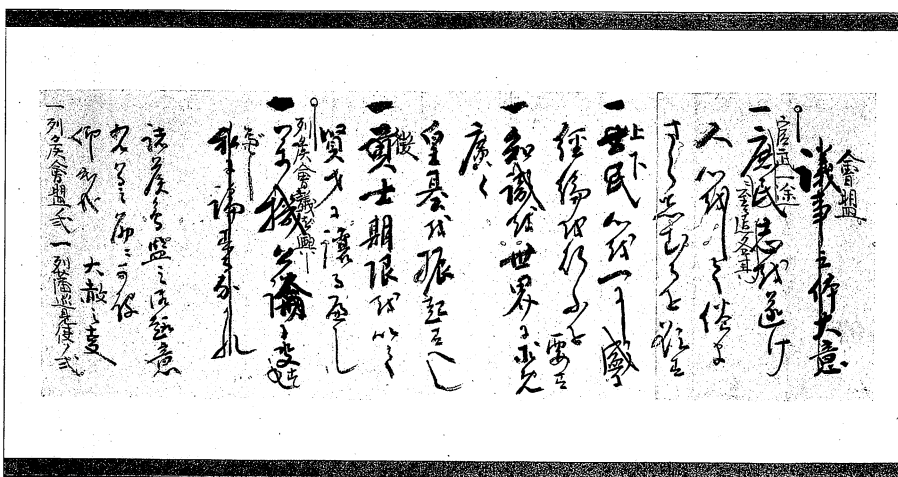
三 上 一 夫

一、はじめに

戊辰戦争での政府軍の勢力が決定的となり、江戸開城を間近にひかえた慶応四年（一八六八）三月十四日、「五か条の御誓文」が發布されたが、これはまさしく明治政府の基本方針を明らかにした歴史的宣言書であった。ところでその最初の草案といえるものが、福井藩出身の由利公正により作成されたことに着目したい。

新政府の発足して間もない一月に、由利は議事所の規則として「議事之体大意」を執筆し、その後福岡孝弟（土佐藩）が由利案の条文の順序や字句の一部を改め、さらに木戸孝

三上 「五ヶ条の御誓文」の歴史的 성격



由利公正筆「議事之体大意」(福井県立図書館蔵)

允（長州藩）が修正し「五か条の御誓文」として発布したわけである。

実は福井県が平成十七年、由利公正筆「議事之体大意」、福岡孝弟筆「会盟」の原本を入手し、福井県立図書館で展示して、県民の間に大きな反響を呼んだのである。

その際、県教育庁生涯学習課参事吉岡栄雄氏と県立図書館司書（松平文庫所管）長野栄俊氏が、原本持参でわざわざ拙宅に来られ、私もはじめてその原本に接し、いたく深い感銘をおぼえたところである。

当資料は確かに由利淳三郎家（逗子市）の旧蔵品であった事実、さらにその筆跡からみて、由利公正直筆のものであると認定できる。当資料には多くの虫食い箇所が認められ、そのいずれもが三岡丈夫著「由利公正伝」（大正五年八月十五日光融館刊）掲載のものと一致する。よって当資料は、同書に掲載の「参与三岡八郎の起案せし国是五ヶ条」および「参与福岡藤次の前案を清書したるもの」の原本であることが判明する。

なお当資料には由利の盟友金子堅太郎の箱書が認められることから、金子の進言により

由利家が維新後から久しく所蔵していた草稿を巻子に仕立てたものと考えられる。この極めて貴重な文献が、ついに福井県に収まったことは、誠に幸いといわねばならない。

云うまでもなく、「五か条の御誓文」にかかわる由利案が、民衆層のエネルギーをできるだけ發揮させて、「御一新」の新政の基礎にする甚だ開明的な発想によるもので、福井藩論の「公議公論」主義をふまえ、さらにこれが師と仰ぐ横井小楠の「国是三論」の真髓を導入し、日本近代化の国家ヴィジョンを見事に映し出した点で、その歴史的価値の極めて高いものといえよう。

ただ問題は、肝心の御誓文の趣旨が明治以降の日本近代化路線のうえで、とかくゆがめられ、「画餅の弊」に墮したことを率直に認めざるを得ない。そこで本稿では、いわば「画餅の弊」に見舞われた具体的な歴史事実を照明を当てて、種々検討することにした。

二、由利草案の開明性

「五ヶ条の御誓文」の最初の起草文、つまり由利案の文面では、かねて春嶽はじめ福井藩が懸念に志向した「統一国家論」による「公議論」路線をしっかりとふまえている。そして被支配層の民衆のエネルギーを精いっぱい發揮させて、「御一新」の基礎にしようとすべく極めて開明的な発想によることがわかる。

由利案の第一条の条文に「庶民志を遂げ」というのと、御誓文の第三条の「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ」とでは、「庶民」のとらえ方のうえで著しく異なる。また由利案の第二条で「士民心を一にして」といえば、「士」とか「民」とかの身分の差を越えて協力一致することが期待されるが、これが御誓文第二条では「上下心ヲ一ニシテ」として、「上」と「下」の厳しい身分の差別を意識するものとみられる。

由利案の最後の第五条の「万機公論に決し」は、御誓文の第一条に掲げられるが、これこそ文久期幕政改革のさい、横井小楠が春嶽に建白した「国是七条」のなかの第五条「大

いに言路を開き天下と公共の政をなせ」とまったく同質の趣旨のものである。

また由利案第五条後半の「私に論ずるなかれ」は、福岡案や御誓文のなかにはみられない由利案独自のもので、かねての春嶽はじめ福井藩の幕政に対する鋭い批判と反省によるとみてよい。春嶽としてたえずいましめたのは、「徳川御一家の便利私営」つまり幕政の「私政」であった。幕府は「私」のために開国し、尊攘派を弾圧した。また「私」のために攘夷決行や長州征伐を行ったことが、全国を政治社会的混乱に陥れ、ついに幕府自らも破滅の道へ追いやつたと判断する。

由利も「幕府」の「私政」は絶対許せないところであり、「天下の公論」を基底とする「公議論」路線こそ、新政がもつとも重視すべき政治的課題としたわけである。

ところで由利が師と仰ぐ横井小楠の思想大系と目される「国是三論」(富国論・強兵論・士道論)と「大義論」が見事に導入されている。由利案第三条「知識を世界に求め広く皇基を振起すべし」は、福岡案では第四条、御誓文第五条に掲げられるが、小楠がもつとも

重視する「大義論」として、偏狭な国益中心主義を超越した全世界に通ずる普遍的原理¹¹四海同胞主義が、由利案・福岡案・御誓文のいずれにも掲げられる点で、大いに注目したところである。

なお慶応三年（一八六七）六月、坂本龍馬が長崎から上京する船中でまとめたとされる「船中八策」第二条のなかの「万機よろしく公論に決すべきこと」は、いみじくも由利案の第五条に取り入れられている。そして不慮の最期を遂げた坂本が求めてやまなかつた国政のビジョンが「五か条の御誓文」のなかに見事に憲章化されたともいえるのである。

三、由利と「民撰議院設立建白」

明治四年（一八七二）七月の廢藩置県は、いよいよ「有司専制」の官僚主導体制への道をひらくことになる。明治政権の機構は改められ、太政官三院（正院・左院・右院）の左院は集議院の後身にあたり、一応立法府の形をとってはいるが、実際は正院のもとにある

諮問機構にすぎなくなる。

しかも当時の集権化する中央政権の実態として、薩・長・土・肥出身官僚が独占的となり、しかも薩・長が首座を争うという具合に、ますます藩閥専制化の傾向を強めたのである。

「閥」の政治理念は「私政」につながるものであり、かねての由利らの「公議論」路線が厳しく戒められたところであった。このことは、明治十年代に全国的に高揚する自由民権運動の口火を切る「民撰議院設立建白」を行わせる結果ともなる。

建白書の作成は、土佐の板垣退助を中心に、明治七年（一八七四）一月十二日結成された愛国公党で協議し、板垣退助・後藤象二郎（土佐）・副島種臣（肥前）・江藤新平（同）ら八名の連署により、同月十七日左院に提出するが、このさい由利が、イギリスの議会制度を調べて帰国した小室信夫（丹後）・古沢滋（土佐）とともに加わる。

しかも由利は、愛国公党の「同志集会の場」として、東京銀座三丁目に幸福安全社という倶楽部を設け、これを敦賀県（現、福井県）

人蔭田魯に管理させた。

建白書の冒頭では、「臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而シテ独リ有司ニ帰ス」と述べ、政府の藩閥有司専制が国家崩壊の危機を招いていると厳しく批判する。そしてこれを救うには「天下ノ公議ヲ張ル」ための民撰議院をぜひ創設すべきであると強く訴えたのである。

こうした「天下の公論」による政治こそ、維新政権の政治方針「五か条の御誓文」の由利案第五条「万機公論に決し私に論ずるなかれ」の「私政」反対の趣旨にまったく符合する。要は由利の立場からすれば、維新当初に画策した政治理念が大幅にゆがめられたことに対して、鋭い批判と反発を試みたにほかならない。

云うまでもなくこの建白書の発表は大きな反響を呼び起こし、国会開設を求める自由民権運動を招来させるわけである。

四、由利、「詔書奉読所感」

明治四十一年（一九〇八）十月十三日、「戊申詔書」が發布されたが、日露戦争後の国民思想・風紀の作興矯正を目的としたものであった。そのなかで「宜シク上下心ヲ一ニシ、忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ実ニ就キ、荒怠相^{まじ}誠メ、自彊息^まマザルベシ」の内容が詔書の中核となるが、まさしく「五か条の御誓文」第二条「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経論ヲ行フベシ」の趣旨と共通することが判る。

この点、由利としては、明治初年より四十年間、その衝に当たるものが、御誓文をしつかり実践してきたならば、特に改めて「戊申詔書」を發布する必要がないと判断する。それをあえてこうした詔書を出したのは、肝心の御誓文が「画餅の弊」に墮したことを物語るとしか考えられないというのである。

たしかに由利は、明治期を通して、とかく御誓文の内容がゆがめられたことに対して、率直な意見を述べたわけで、かれは残念ながら翌四十二年四月、八一歳で没したのである。

五、「五箇条の御誓文煥発七〇周年」記念式典

昭和十二年（一九三七）三月十四日、「五箇条の御誓文煥発七〇周年」で、衆議院本会議で盛大な記念式典を挙行したが、翌十五日の「福井新聞」で、由利の盟友金子堅太郎が「五箇条の御誓文の由来」と題して、「小楠の国是三論」（富国論・強兵論・士道論）〔万延元年一八六〇〕が、由利により御誓文のなかに憲章化されたものであると記述する。

まさしく由利が師と仰ぐ小楠の偉大な思想大系が貫徹されていることを明言するだけに、大いに注目をひくところである。

そこで前述の昭和十二年三月の「五箇条の御誓文煥発七〇周年」の記念式典が衆議院本会議で挙行されてから約四ヶ月後の同年七月七日蘆溝橋事件が勃発し、この事件が契機となつて日中戦争がはじまり、その後太平洋戦争へと拡大し、ついに日本ファシズムの敗退により、今古未曾有の悲劇的な結果に終わったのは周知のとおりである。

ところで、由利と金子との盟友的關係は、前述の由利資料に対する金子の箱書が何より

も雄弁に物語るが、このさい金子の人物について略述したい。

金子堅太郎（嘉永六年三・十三〜昭和十七年五・十六）は福岡藩士出身の政治家。明治四年（一八七一）藩主黒田長知に随行して渡米し、同地にとどまりハーバード大学に法律学を学び、明治十一年（一八七八）帰国、同十三年元老院に入り、同十八年首相伊藤博文の秘書官となり、大日本帝国憲法草案作成に尽力した。同二十三年（一八九〇）貴族院書記官長、同年貴族院議員に勅選、明治二十七年農商務次官、第三次伊藤博文内閣の農商務相、第四次同内閣の法相を経て、同三十九年（一九〇六）枢密顧問官となった。

さらに宮中に設けられた臨時帝室編修局の総裁として、「明治天皇御紀」を編修し昭和八年（一九三三）完成、その功により翌九年伯爵となる。いっぽう維新史料編纂事業を主宰し「維新史」「維新史料」の編纂に取り組んだ。

その当時、金子は「五箇条御誓文の由来」と題する講演を行っている。そのなかで、由利草案を解説し、由利が師と仰ぐ横井小楠の

経世論「国是三論」の内容を検討し、その優れた経世論を御誓文のなかに導入したことを具体的に述べている。

福岡藤次（孝弟）の修正案、さらに木戸孝允の「建議書」を比較考察する。そして「由利さんは、横井平四郎の国是三論にある亜米利加、英吉利の主義に依りて御誓文の原案を書かれたから、平民主義が余程入って居る、それから福岡さんの修正案は当時土佐藩に於て主唱せられたる諸侯会議、簾前盟約の主義に依りたるが如し、然るに福岡さんの会盟案には公卿の反対があつたために、木戸さんが其反対の点を如何にして解決せんかと余程考へられた、其結果として木戸氏の奏議となりて終に五箇條の御誓文を天子が天地神盟にお誓ひなされて之を天下に公布せられたり、（後略）」と述べ、さらに「我々の子孫が五ヶ條の御誓文の精神を以て永く我国政治の大本として居れば我国の国運は千萬年の後に至るも、憲法政治の下に、皇室の御稜威と共に益々隆盛になる事我輩は信じて疑はない」と、御誓文の意義を極めて高く評価して、講演を終えたのである。

三上 「五ヶ條の御誓文」の歴史的性格

六、東久邇宮総理、内閣記者団に言明

太平洋戦争で日本の完敗により、由利の目指した「御誓文」の真意が蘇生することとなる。昭和二十年（一九四五）八月三十日付「福井新聞」で、同月二十八日、東久邇宮稔彦総理が内閣記者団に対して、「一億総懺悔・皇国再建へ」と題し、「五箇條の御誓文こそ根幹」として、民意尊重・民生安定・平和主義が強調されている。

この点、前述の金子堅太郎の講演の最後のしめくくりの段階で、「我々の子孫が五ヶ條の御誓文の精神を以て永く我国政治の大本として居れば（後略）」と述べた趣旨とまったく符合するわけである。

要は東久邇宮総理として、明治以降の日本近代化路線のなかで「御誓文」の本旨がゆがめられ、いわば「画餅の弊」に墮したことを率直に認め、このさいわが国民全体が厳しい自己反省に立たねばならないことが、はっきり意識されているものといえよう。

七、おわりに

われわれの真剣な反省点として、「五ヶ條の御誓文」の趣旨が、明治期以降の日本近代化コースのうえで、とかくゆがめられて、結局のところ「画餅の弊」に墮してしまったことである。

したがって、「御誓文」の真精神の実践こそ、依然として日本国民にとつての極めて重要な今日的課題である。

とりわけ由利公正により「御誓文」のなかに導入された小楠哲学の基本とされる「大義論」つまり偏狭な国益中心主義を超越した全世界に通ずる普遍的原理「四海同胞主義」を最大限に尊重すべき必要性が改めて痛感される。しかも「御誓文」の趣旨は、単にわが国の国是にとどまるものではなく、今日の「国際連合」の規範としても十分堪え得るものと思考される。